

受験番号（記入不要）

26

2026年度 高等学校等専攻科修了(見込)証明書

※出身学校に作成を依頼し、証明を得た上でご提出ください。

出願者本人が作成するものではありません。

日本福祉大学福祉経営学部（通信教育）

フリガナ	性別	生年月日	
氏名	男・女	西暦 年月日	
学校名	学校	科	課程
(校名変更があった場合の現時点での校名)	学校	科	課程
高等学校等設置認可年月	西暦 年月		
上記専攻科認可年月	西暦 年月		
編入学資格 確認欄 編入学可能年次を選択し、 <u>□に✓印を記入してください</u>	<input type="checkbox"/> <3年次編入学> 以下の①～③の条件をすべて満たしています ① 高等学校等の専攻科を修了していること。 ② 修了した高等学校等の専攻科の修業年限が2年以上、修了に必要な総単位数が62単位以上であり、学校教育法第58条の2に規定する文部科学大臣の定める基準を満たしていること。 ③ 高等学校を卒業しているなど大学入学資格（学校教育法第90条に規定されているもの）を有すること。		
	<input type="checkbox"/> <4年次編入学> 以下の①～③の条件をすべて満たしています ① 高等学校等の専攻科を修了していること。 ② 修了した高等学校等の専攻科の修業年限が3年以上、修了に必要な総単位数が93単位以上であり、学校教育法第58条の2に規定する文部科学大臣の定める基準を満たしていること。 ③ 高等学校を卒業しているなど大学入学資格（学校教育法第90条に規定されているもの）を有すること。		
在学期間	西暦 年月入学／西暦 年月	<input type="checkbox"/> 修了 <input type="checkbox"/> 修了見込	(該当する方に チェック☑ してください。)
日本福祉大学学長 殿 上記の記載事項に誤りのないことを証明します。 西暦 年月日 学校所在地 学校名 学校長名			

※黒のボールペンで記入してください。また、熱でインクが消えるペンは使用しないでください。

本証明書・成績証明書を作成いただくご担当者の方へ

- 学校教育法第58条の2に基づき、文部科学大臣の定める基準を満たしている学校であることを、上記に明記してください。作成いただくうえでの参考資料、お願い事項を裏面に記載しております。ご確認いただきますようお願いいたします。
- 本証明書は、当年度の本学所定用紙となり、原本、直筆による発行をお願いします。
万一、修正が生じた場合は二重線と訂正印（公印）で受付いたします。

～本証明書発行に関するお問合せ先～

日本福祉大学通信教育部事務室 出願担当 TEL 0569-87-2932

高等学校等の専攻科を修了したものの大学への編入学について（参考資料）

参考法令等

- 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）の専攻科の場合における、大学に編入学することができる専攻科の課程の基準の概要（平成28年文部科学省告示第63号）
 - ① 修業年限が2年以上であること。（施行規則第100条の2第1項関係）
 - ② 授業科目を履修した生徒に対しては、審査、試験その他の高等学校の専攻科の教育の特性を踏まえた適切な方法で、学修の成果を評価した上で単位を与えること。（告示第63号第2条関係）
 - ③ 1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、以下の基準により単位数を計算すること。（告示第63号第3条第2項関係）
 - 1) 講義及び演習：15～30時間までの範囲で高等学校が定める時間の授業をもって1単位とすること。
 - 2) 実験、実習及び実技：30～45時間までの範囲で高等学校が定める時間の授業を1単位とすること。ただし、個人指導による実技の授業については、高等学校が定める時間の授業をもって1単位とすることができるとすること。
 - 3) 1) 及び2) の方法の併用により行う場合については、その組合せに応じ、1)、2) の基準を考慮して高等学校が定める時間の授業をもって1単位とすること。
 - ④ 修了研究、修了制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、高等学校が単位数を定めることができる。（告示第63号第3条第3項関係）
 - ⑤ 同時双方向型の遠隔教育の方法により教室等以外の場所で授業を履修させることができること。この方法により修得する単位数は、専攻科の全課程の修了に必要な総単位数のうち3／4を超えないものとすること。（告示第63号第4条関係）
 - ⑥ 通信制の課程について、通信教育用学習図書等による授業又は放送等による授業の授業科目について単位数を定めるに当たっては、3、4に関わらず、45時間の学修を必要とする通信教育用学習図書等又は放送等による学修をもって1単位とすること。（告示第63号第6条関係）
 - ⑦ 通信制の課程について、通信教育用学習図書等による授業又は放送等による授業と面接指導による授業又は第4条第1項の方法による授業との併用により行う場合においては、3、4及び6の基準を考慮して当該授業科目の単位数を定めること。（告示第63号第7条関係）
 - ⑧ 全日制の課程又は定時制の課程の場合、全課程の修了要件は、当該課程に修業年限の年数以上在学し、62単位以上を修得するものであること。通信制の課程の場合、当該課程に修業年限の年数以上在学し、62単位以上を修得することと、120単位時間（1単位時間の標準は50分）に修業年限の年数に相当する数を乗じて得た授業時数以上の面接指導による授業を履修することのいずれにも該当することを要件とすること。（告示第63号第5条及び第8条関係）
 - ⑨ 専攻科の教員の数は、全日制の課程又は定時制の課程にあっては別表第1に定める数以上、通信制の課程にあっては別表第2に定める数以上とし、その半数以上は専任の教員でなければならないこと（別表に定める数の半数が3人を下回る場合にあっては3人以上）。（告示第63号第9条及び第10条関係）
 - ⑩ 専攻科の教員の資格は、次のいずれかに該当する者で、その担当する教育に関し、専門的な知識、技術、技能等を有するものでなければならないこと。（告示第63号第11条関係）
 - 1) 大学に編入学することができる専攻科の課程を修了した後、学校等においてその担当する教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事した者で、当該専攻科の課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して6年以上となるもの
 - 2) 専修学校設置基準（昭和51年文部省令第2号）第41条第1号から第5号までに該当する者
 - 3) その他1)、2)に掲げる者と同等以上の能力があると認められる者
 - ⑪ 専攻科の専用教室の面積は、全日制の課程又は定時制の課程にあっては1の学科のみを置く場合は別表第3イの表により算定した面積以上であること。2以上の学科を置く場合は、これらの学科のうち別表第3イの表第3欄の収容定員40人までの面積が最大となるいずれか1の学科について同表により算定した面積と、当該1の学科以外の学科について、それぞれ別表第3ロの表により算定した面積を合計した面積を、合計した面積以上とすること。（例えば、160人の看護に関する学科と、40人の工業に関する学科及び農業に関する学科を置く場合は、看護に関する学科を別表第3イの表で計算し、工業に関する学科と農業に関する学科をそれぞれ別表第3ロの表で計算した後、それら3つを合計した面積となること。）（告示第63号第13条関係）通信制の課程にあっては、1の学科のみを置く場合は別表第4イの表により算定した面積以上であること。2以上の学科を置く場合は、これらの学科のうち別表第4イの表第3欄の収容定員80人までの面積が最大となるいずれか1の学科について同表により算定した面積と、当該1の学科以外の学科について、それぞれ別表第4ロの表により算定した面積を合計した面積を、合計した面積以上とすること。（告示第63号第14条関係）【別表については、告示第63号の別表を参照】
 - 特別支援学校の高等部の専攻科の場合における、大学に編入学することができる専攻科の課程の基準の概要（平成28年文部科学省告示第64号）
 - ① 上記の①から⑤まで、⑧の前段及び⑩に定める基準を満たすこと。
 - ② 専攻科の教員数は、別表に定める数以上とし、その半数以上は専任の教員でなければならないこと（別表に定める数の半数が3人を下回る場合にあっては3人以上）。【別表については、告示第64号の別表を参照】